

山梨県公報

第百八十三号

令和三年

四月十五日

木曜日

目次

○救急病院等の認定	一六七
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更	一六七
○手数料の収納事務の委託	一六七
訓令	
○山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令	一六七
公告	
○指定予定保安林の所在不分明通知	一六八
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)	一六八
○土地改良区役員の退任及び就任	一六九
○換地計画の決定	一六九
○基本測量の実施	一六九
○公共測量の実施(二件)	一七〇
○基本測量の終了	一七〇
○公共測量の終了(二件)	一七〇
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施	一七〇
○一般競争入札について	一七一

告示

山梨県告示第百三十四号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
令和三年四月十五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長崎 幸太郎

名称	所在地
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地

二 認定期限 令和六年四月三十日

山梨県告示第百三十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターとして指定した公益財団法人住吉偕成会から事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。
令和三年四月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
事務所の所在地	甲府市住吉四丁目七番二十 七号フォーレス藤山A一〇 二	甲府市住吉四丁目七番二 十号	令和三年四月一 日

山梨県告示第百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。
令和三年四月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎
一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
三 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

訓令

山梨県訓令第百一十一号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令
山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「リニア交通局長」を「リニア未来創造局長」に、「森林環境部長」を「林政部長 環境・エネルギー部長」に、「会計管理者 林務長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 指定予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
令和三年四月十五日

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 長 崎 幸太郎

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市賑岡町奥山字宮沢八四九	鈴木席四郎

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

令和三年三月二十九日山梨県告示第百十七号

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和三年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字宮ノ前七一一番地

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一 山梨県甲府市德行二丁目二番十八号 外 六者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行二丁目二番十八号 外七者

3 変更の年月日 令和二年八月十一日外

三 届出年月日 令和三年三月二十九日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月十六日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和三年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ国母 山梨県甲府市大里町三百五十一番地外
 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社メガネスーパー 代表取締役 星崎尚彦 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号NEWS日本橋堀留町六階 外二者	株式会社VHリテールサービス 代表取締役 星崎尚彦 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号NEWS日本橋堀留町六階 外二者

3 変更の年月日 令和二年十一月一日
 三 届出年月日 令和三年三月二十九日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月十六日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 令和三年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	奥野辰美	甲斐市西八幡七百二十二番地	令和元年七月二十三日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	花輪榮一	甲斐市西八幡五百三十二番地	令和元年七月二十三日

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（茅ヶ岳西麓地区第二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
 令和三年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し
 二 縦覧期間 令和三年四月十六日から同年五月十九日まで
 三 縦覧場所 北杜市役所
 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年六月三日まで
 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年十月十五日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。
 令和三年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県韮崎市清哲町水土地先外
- 三 測量の期間 令和三年三月二十九日から同年八月四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東京都水道局水源管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県北都留郡小菅村、丹波山村及び甲州市の一部
- 三 測量の期間 令和三年三月三十日から同年十一月二十五日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十五日

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月二十四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により上野原市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 上野原市全域
- 三 測量の期間 令和二年十一月十七日から令和三年三月十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 忍野村全域
- 三 測量の期間 令和二年七月十六日から令和三年三月三十一日まで

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和三年四月十五日

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和三年五月十八日（火）から同月二十一日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
受付期間及び場所

1 期間 令和三年五月十日（月）から同月十四日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年四月十五日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 初動捜査活動支援システム 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和四年三月一日から令和十一年二月二十八日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事企画課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部刑事部刑事企画課手配・共助係 電話〇五五―二二一―〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和三年五月六日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月六日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和三年五月三十一日（月）午前十一時 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和三年五月二十八日（金）午後四時までに山梨県警察本部刑事部刑事企画課手配・共助係（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和三年五月二十四日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日（五月二十四日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部刑事企画課 電話〇五五―二二一―〇一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Vehicle Investigation

Support System, 1 set

2 Date and time for tender: 11:00AM May 31, 2021

3 Bureau in charge: Criminal Investigation Planning Division, Criminal

Investigation Department, Yamashashi Prefectural Police Headquarters
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8586
Japan TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番